

# 新型コロナウイルス感染症関連の事業者支援について

## ● 中小企業等緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、融資を受けた事業者へ利子相当額を補助金として交付します。

対象資金	6年以上の償還期間で借入した新型コロナウイルス向け融資
対象利子	3,000万円までの融資に対する利子相当額（6年目以降の利子0.70%相当）を最長3年間
対象者	伯耆町でセーフティネット認定を受けた個人事業主、法人

## ● 事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている町内の事業者に対し、事業を再開・継続するための給付金を支給します。

対象者	令和2年1月から12月の期間で、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月があるもの 町内に主たる事業所がある中小企業等、個人事業主 町税等に滞納がないもの
対象業種	宿泊・サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、製造業、卸売・小売業、運輸業、町長が特に認めるもの
給付額	売上減少が30%以上50%未満：20万円 売上減少が50%以上：10万円 ※国、県の給付金と併用も可能
申請期間	令和3年1月29日（金）まで

## ● 飲食業等緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも頑張る町内の飲食、宿泊、観光事業者などを応援します。

対象者：町内に主たる事業所がある飲食、宿泊、観光事業者など

支援内容

内 容	対象経費
・商品やメニュー、サービスなどのPR ・感染症対策のための店舗清掃・改装 ・経済回復後に向けたメニューやサービスの開発や研究 ・従業員研修実施 など	パッケージ作成費 PR資材作成費 広告費、移動販売に要する経費 従業員研修経費 など

補助率及び補助金額 補 助 率：対象経費の10/10

補助上限額：5万円/1事業所 ※複数店舗事業者は10万円を上限とする。

## ● 宿泊業等緊急支援事業

新型コロナウイルス収束後に、宿泊施設などへの人の流れを創出し、地域活性を図るために、クーポン券の発行・配布を行い、集客促進を推進します。

クーポン券配布事業所	町内の宿泊施設・ゴルフ場で、本事業に登録した事業所
内 容	宿泊施設・ゴルフ場へ1人1枚1,000円の金券として利用できるクーポン券を割り当て、お得な旅行プランなどで活用のほか、町内の飲食・観光事業所とのコラボレーションによるプランにも活用できます。
発行枚数	30,000枚（事業所の事業規模に応じて、町が配布枚数を決定）

詳細は決定次第、町のホームページで公開します。

**問い合わせ先** 産業課 商工観光室 TEL:0859-68-4211



# 町税の徴収猶予制度

## 納税が困難な方は申請により1年間徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減るなどして、納期限までに町税の納税が困難な方は、納税が1年間猶予されます（延滞金不要）。猶予を希望する方は、申請が必要です。申請方法など詳しくは、下記へお問い合わせください。

### 対象者

- 以下のどちらにも当てはまる納税者・特別徴収義務者
- 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が、前年同期と比べて概ね20%以上減少していること
  - 一時に納税することが困難なこと

### 猶予対象の税目

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に納期限が設定されている、町民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など

### 申請・問い合わせ先

住民課 税務室  
TEL:0859-68-3114

# 国民健康保険税の減免～収入が減少した世帯の方へ～

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少が見込まれる世帯に対して、国民健康保険税が減額または免除される制度があります。減免の対象世帯になるかや、申請方法など、詳しくは下記へお問い合わせください。

### 対象世帯

- 世帯主または国保上の世帯主が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯
  - 世帯主または国保上の世帯主の事業収入などが、新型コロナウイルス感染症の影響で、前年と比較して30%以上減少することが見込まれる世帯
- ※前年の所得の内容によって、対象外になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### 減免対象の保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている国民健康保険税

### 申請・問い合わせ先

住民課 税務室  
TEL:0859-68-3114

# 国民年金保険料の免除制度～保険料を納めることが困難な方へ～

令和2年度国民年金保険料は月額16,540円です。保険料の納付が困難な場合は、申請すると納付が免除される制度があります。この申請をせず、納め忘れがあった場合、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的に納付が困難な方は、未納のままにせず、免除の申請をしてください。

### 申請に必要なもの

マイナンバーが分かるものまたは年金手帳、認印

### 申請できる期間

令和2年7月分～令和3年6月分までの期間  
※過去期間は、申請書が受理された月から2年1か月前までの期間

### 申請先

本庁舎…住民課  
溝口分庁舎…分庁総合窓口課

### 免除の種類の見定方法

本人・配偶者・世帯主の前年所得（1～6月までに申請した場合は、前々年所得）に応じて審査し決定

### その他

- 50歳未満の方…納付猶予制度があります。
- 失業した方は特例があります。離職票または雇用保険受給資格者証を持参してください。

免除の種類	保険料(月額)
全 額 免 除	納付なし
4分の3免除（4分の1納付）	4,140円
半 額 免 除（半額納付）	8,270円
4分の1免除（4分の3納付）	12,410円

### 申請・問い合わせ先

住民課 TEL:0859-68-3115 / 米子年金事務所 TEL:0859-34-6111